

裁判所構成法中改正法律案外一件特別委員會議事速記錄第六號

(一五二)

大正十年三月十七日(木曜日)午前十時五十三分開會

○委員長(伯爵松平頼壽君) コレヨリ委員會ヲ開會致シマス、湯淺君ヨリチヨット此前質問ヲ打切りマシタコトデゴザイマシタガ、マダ質問ヲシタイト云フコトデアリマシタガ、改メテ今日湯淺君ノ質問ヲ御許シ致スコトニイタシマシタガ、御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○委員長(伯爵松平頼壽君) ソレナラバ湯淺君

○湯淺倉平君 餘リ時間ハトリマセヌ積リデアリマス、少シコレマデ誰方カラモ御質疑が出マセヌ點デ、少シ漏ラシテ居リマシタカラ、伺ヒタイト思フノデアリマス、ソレハ此兩案共ニアル文字デアリマスガ「本法施行ノ際」トアリマスノハ、本法施行ノ日ト解シテ宜シウゴザイマスカドウカト云フコトデアリマス、ソレガ一點トソレカラ第二ハ恩給ニ關スル法律案ノ方ノ「本法施行後引續」ト云フ文字デアリマス、此引續キト云フコトカラ考ヘマスト、本法施行ノ時ハ現ニ判事デアリ若クハ檢事デアツタ人ガ、後日司法省ノ局長若クハ參事官ニナツテ來マスト云フト、其人達ハ百分ノ五十ノ割増ノ恩給ヲ受ケルコトハ出來ナイ、斯様ニ解釋ガ出來ル様デアリマスルガ、サウ解シテ誤リハナインデゴザイマセウカ、果シテサウ云フ解釋ガ相當デアルト致シマスルト、構成法改正案ノ七十一條ノ一ノ追加ガ、人才ヲ本省ニ招クト云フ必要カラ今回追加セラル、ト云フコトニ承ハリマシタガ、ソレト少シ矛盾ヲ致ス様ナ感ジガ、致シマスガ、私ノ解シテ居ルヤウナ解釋デ差支ナイノデアリマセウカ、大正二年法律第七號ノ實施ノ際ハ、本人ノ意ニ反シテ司法大臣ガ大審院ノ決議ヲ經テ休職ヲ命ゼラレタコトデアラウト思ヒマスガ、コレハ圓滿ニ執

行セラレタ譯デアリマセウカ、此ニ點ダケヲチヨント

同ヒタイノデアリマス

○政府委員(鈴木喜三郎君) 御尋ノ第一點第二點ハ御見解ノ通り、即チ其日ヲ謂フノデアリマス、ソレカト云フコトニ付キマシテ、本法施行後若干年月判檢事ニ在職ヲシテ、其後他ノ官ニ轉官ヲ致シマシタ場合ニ於テハ、恩典ヲ受クルコトガ出來ナイト云フ、斯ウ云フコトニナル、ソレカラ其次ノ問トシテ然ラバ一方ニ七十一條ノ二ニ於テ在職年數ヲ通算スルト云フコトト矛盾スルコトナキヤト云フ問ヒト承ハリマシタガ、ソレハ全ク方面ノ違フコトデアリマシテ、一方ハ引續キ判檢事トシテ在職シタ者ガ定年齡ノ爲ニ罷メタ者ニ優遇ヲ與ヘルト云フ、斯ウ云フ趣意デ恩給ノ方ハ出テ居ルノデアリマス、此年限ヲ通算シテ五年十年ヲ期間ヲ置イテ七十條ノ一トスルトハ精神ヲ異ニスルモノデゴザイマスカラ、矛盾ハ致シマセヌソレカラ其次ノ御問トシテ大正二年ノ法律施行ガ支障ナク行ハレタカドウカト云フ點デゴザイマスガ、是ハ御承知ノ通り本法ノ優遇法ヨリモット厚クシテ居リマシタカラ、言ハバ喜ンデ退職休職ヲ皆願出ルト云フ状態デゴザイマシテ、確カ二百三十二人ヲ限ルトカ、二百二十三人デスカ、チヨット記憶ヲ失シマシタガ、兎ニ角二百何名ノ人數ヲ限ツテ休職ヲ命ズルコトガ出來ルト云フ利ヲ生ズルノデアリマス、ソレデアリマスカラ六十ヤ六十一デ罷メタ者ハ此恩遇ヲ受ケルコトハ出來ナイ、斯ウ云フコトデアリマス、ソレテ司法省ノ高等官採用スルト云フコトハ、六十三若クハ六十五ニ達シテ定年令ノ適用ヲ受ケ退職ヲ爲シタル後ニ於テ更ニ他ノ官吏ニ就キマスレバ、一旦恩給金ヲ生ジマシテ、此法律ニ依ツテ割増恩給金ヲ生ジマシテ、其恩給金ハソレデ定マツテ更ニ新タナル官ニ就イテモ、ソノ一旦生ジタ恩給金ヲ失ハナイ事ニナリマスル、在官中ダケ恩給ヲ貰ヘナイト云フコトニナル、處デ斯審院又ハ控訴院ノ判事トナルニ付テ必要トスル中ニウ云フコトニシタラ、司省法ノ高等官ニ轉官スルコトヲ希望スルモノガ無イヤウニナリハセヌカト云フ

○湯淺倉平君 大體御説明ニ依リマシテ了解致シタノデアリマスガ、其中僅カナ點ニ付キマシテ少シ了解ニ苦ミマス、成程、構成法第七十一條ノ二ハ大ラニ經ラレマシタモノガドノ位アリマスルノデアリマセウカ、大正二年法律第七號ノ實施ノ際ハ、本人ノ意ニ反シテ司法大臣ガ大審院ノ決議ヲ經テ休職ヲ命ゼラレタコトデアラウト思ヒマスガ、コレハ圓滿ニ執ノ目的ニ副フ規定ト考ヘマスケレドモ、恩給ニ關ス

○湯淺倉平君 唯今ノ點ニ付キマシテハ此上ハ見込ノ相違ト云フコトニナリマスカラ、最早、質問ハ致シマセヌ、私ハ質問ヲ是デ終リマス

○委員長(伯爵松平頼壽君) 別段御質問モ無イヤウニ存ジマスルガ、如何デゴザイマセウカ、此法案ニ付キマシテ討議ニ入りタイト存ジマスルガ、如何デゴザイマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ」

○委員長(伯爵松平頼壽君) ソレナラバ質問ヲ打切リマシテ、是カラ討議ニ移リタウゴザイマス

○子爵板倉勝憲君 討論ニ這入リマスル前ニ本案ニ對スル修正意見ヲ私ハ出シタイト考ヘマス、ソレハ第七十四條ノ二ノ但書デアリマス、「但シ司法大臣ハ控訴院又ハ大審院ノ總會ノ決議ニ依リ五年以内ニ於テ期間ヲ定メ仍在職セシムルコトヲ得」此但書ヲ削除

○子爵板倉勝憲君 ソレナラバ質問モ無イヤウニ存ジマスルガ、如何デゴザイマス

○委員長(伯爵松平頼壽君) ソレナラバ判檢事モ同様デスカ

○子爵板倉勝憲君 サウデゴザイマス「三年」ト致シマス、第八十條ノ二ノ「司法大臣ハ五年以内ヲ「三年以内」ト云フコトニ致シマス、三年以内トスル方ガ宜シウゴザイマスカ

○子爵板倉勝憲君 サウデゴザイマス「三年」ト致シマス、第八十條ノ二ノ「司法大臣ハ五年以内ヲ「三年以内」ト云フコトニ致シマス、三年以内トスル方ガ宜シウゴザイマスカ

○子爵板倉勝憲君 ソレナラバ、委員長カラモウ一應申上グマス、修正案ハ第七十四條ノ二ノ但書ヲ「但シ控訴院又ハ大審院ノ總會ニ於テ三年以内ノ期間ヲ定メ仍在職セシムルコトヲ得」此但書ヲ削除

○子爵板倉勝憲君 ソレナラバ、委員長カラモウ一應申上グマス、修正案ハ第七十四條ノ二ノ但書ヲ「但シ控訴院又ハ大審院ノ總會ニ於テ三年以内ノ期間ヲ定メ仍在職セシムルコトヲ得」此但書ヲ削除

○山之内一次君 私モ修正案ニ賛成ヲ致シマス

○委員長(伯爵松平頼壽君) 修正案ニ御賛成ガゴザイマスガ、是カラ全體ニ付テ御討議ヲ願ヒタウゴザイマス

○男爵池田長康君 私ハ始メテ、此法案ニ付キマシテハ、冷靜ナル考ヲ以チマシテ、寧ロ憲法ニ抵觸シナリコトヲ希望イタシマシテ此改正案ニ付キマシテ審査ヲシタ譯デアリマス、然ル所其結果ニ於キマシテ矢張リ憲法ニ抵觸スルト云フ解釋ヲ取ラザルヲ得ナ

○子爵板倉勝憲君 チヨット修正ノ意味ヲ申上マスガ、是ハモウ別段申上ル必要ハゴザイマセヌノデ、第七十四條ノ二ノ但書ハ實際ニ於テハ無論司法大臣ハト云フ下ノ「第八十條ノ」ニ規定スル年齡ニ五年ヲ加ヘタルモノヲ超ヘテ在職セシムルコトヲ得」ト云フ「五年」ヲ「三年」ト云フコトニ修正ニナリマシタ

○委員長(伯爵松平頼壽君) 是カラ速記ヲ始メテ戴キマス、ソレカラ唯今ノ修正ハ申上タ通リゴザイマス、ソレカラ其修正ニ附加ヘテ附則ノ第三項中ノ速記ヲ止メテ……

〔速記中止〕

○委員長(伯爵松平頼壽君) 是カラ速記ヲ始メテ戴キマス、ソレカラ唯今ノ修正ハ申上タ通リゴザイマス、ソレカラ其修正ニ附加ヘテ附則ノ第三項中ノ速記ヲ止メテ……

○荒川義太郎君 附則ノ何所ニ入レマスカ

○委員長(伯爵松平頼壽君) 年數デゴザイマスガ、

○湯淺倉平君 チヨット伺ヒマスガ、八十條ノ二ニ付テハ御修正ガナインデゴザイマスカ

○委員長(伯爵松平頼壽君) 板倉サンニ伺ヒマスガ

○子爵板倉勝憲君 判事ト同様

○委員長(伯爵松平頼壽君) ソレナラバ判檢事モ同様デスカ

○子爵板倉勝憲君 サウデゴザイマス「三年」ト致シマス、第八十條ノ二ノ「司法大臣ハ五年以内ヲ「三年以内」ト云フコトニ致シマス、三年以内トスル方ガ宜シウゴザイマスカ

○子爵板倉勝憲君 ソレナラバ、委員長カラモウ一應申上グマス、修正案ハ第七十四條ノ二ノ但書ヲ「但シ控訴院又ハ大審院ノ總會ニ於テ三年以内ノ期間ヲ定メ仍在職セシムルコトヲ得」此但書ヲ削除

○子爵板倉勝憲君 ソレナラバ、委員長カラモウ一應申上グマス、修正案ハ第七十四條ノ二ノ但書ヲ「但シ控訴院又ハ大審院ノ總會ニ於テ三年以内ノ期間ヲ定メ仍在職セシムルコトヲ得」此但書ヲ削除

○山之内一次君 私モ修正案ニ賛成ヲ致シマス

○委員長(伯爵松平頼壽君) 修正案ニ御賛成ガゴザイマスガ、是カラ全體ニ付テ御討議ヲ願ヒタウゴザイマス

○委員長(伯爵松平頼壽君) 修正案モ出マシタガ

○山之内一次君 私モ修正案ニ賛成ヲ致シマス

○委員長(伯爵松平頼壽君) 修正案ニ御賛成ガゴザイマスガ、是カラ全體ニ付テ御討議ヲ願ヒタウゴザイマス

○男爵池田長康君 私ハ始メテ、此法案ニ付キマシテハ、冷靜ナル考ヲ以チマシテ、寧ロ憲法ニ抵觸シナリコトヲ希望イタシマシテ此改正案ニ付キマシテ審査ヲシタ譯デアリマス、然ル所其結果ニ於キマシテ矢張リ憲法ニ抵觸スルト云フ解釋ヲ取ラザルヲ得ナ

○子爵板倉勝憲君 チヨット修正ノ意味ヲ申上マスガ、是ハモウ別段申上ル必要ハゴザイマセヌノデ、第七十四條ノ二ノ但書ハ實際ニ於テハ無論司法大臣ハト云フ下ノ「第八十條ノ」ニ規定スル年齡ニ五年ヲ加ヘタルモノヲ超ヘテ在職セシムルコトヲ得」ト云フ「五年」ヲ「三年」ト云フコトニ修正ニナリマシタ

○委員長(伯爵松平頼壽君) 思ヒマスガ、先ツ憲法第五十八條ノ第二項ノ點ニ付キマシテ、職ヲ官ト見ヨト、斯ウ云フ御説ニ對シテ憲法義解、又當時職ト官ト混用ノ事實、更ニ第二項ヲ適ニ今マデ質問ノ際ニ御了解ガ出來ルコトデアラウト

○委員長(伯爵松平頼壽君) 明ガアリマシタガ、是ハ十分ナル憲法ニ抵觸セザル

○委員長(伯爵松平頼壽君) 御論議ト私ハ見ル事ハ出來ナイ、尙ホ又裁判所構成

法七十四條ト此度ノ改正案トハ同一性質デアルト云
フ御意見ニモ同意スルコトガ出來ナインデアリマ
ス、尙ホ此憲法ニ違反セルト云フ點ハ、別論ト致シマ
シテモ、裁判所構成法自體ガ甚ダ混亂シテ居リマス、
現行法ニ於テ既ニ混亂シテ居ルノミナラズ、今度ノ
改正案ニ依リマシテ、更ニ一層混亂セシムル結果ヲ
見ルノデアリマス、是ハ憲法違反以外ニ裁判所構成
自體ノ點ニ付テ、私ハ今度ノ改正案ヲ十分ニ考へ直
シテ、サウシテモウ少シ統一シテ作ラナケレバナラ
ヌト云フ私ハ考ヲ有ツテ居リマス、勿論是ハ違反問題
ハ別ト致シテ宜イノデアリマス、ソレカラ尙ホ實質
ノ問題ニ付テハ多少論議スペキ餘地ガアリマスケレ
ドモ、既ニ憲法ナリ又裁判所構成法自體ノ問題ニ付
キマシテハ、既ニ私ハ斯ノ如キ結論ヲ有ツテ居リマス
カラ、事實上ノ點ニ付テハ、最早彼是レ申出デル必要
ハ無カラウト考ヘマス、此點ニ付キマシテ私ハ原案
ニ對シマシテ、不幸ニシテ反対スル次第デアリマス、
尙ホ唯今修正説ガ出マシタ、此修正説ニ對シマシテ
ハ、相當敬意ヲ拂ツテ研究シタイト考ヘマスガ、既ニ
憲法竝ニ裁判所構成法ノ問題ニ付テ、私ハ結論ニ付
テ反対意見ヲ有ツテ居リマスカラ、此修正説ニ付テハ
私ハ考慮スル必要ナシ、私ハ之ニ付テ反対ノ者デア
リマス

○湯淺倉平君 私モ唯今池田男爵ノ御意見、即チ本
案ハ憲法ニ違反シテ居ルモノデアルト云フ理由ヲ以
チマシテ、本案否決ノ御意見ニ賛成ヲ致シマス、其理
由ニ至リマシテハ、今日マデ數回ノ委員ニ於キマシ
テ、本案ガ憲法ニ抵觸シテ居ルデハナイカト云フコ
トニ付キマシテ、質疑應答ヲ重ねマシタ結果ト致シ
マシテ、豫テ疑フテ居リマシタ點ニ付キマシテ、全ク
了解ヲ決メルコトガ出來マセヌノデ、依然トシテ其
ノ懷抱シテ居ル意見ハ明カデアルト考ヘマスケレド
モ、何レ本會議ニ於テ詳細ニ其理由ヲ申述ベタイト
考ヘマスカラ、此時期切迫勿違ノ際ニ多クノ時間ヲ
費シテ此處ニ述ベル必要ハ無イト認メマシテ、ソレ

ハ省略イタシマス

○荒川義太郎君 私モ池田君、ソレカラ湯淺君ノ御
意見ト全然一致シテ居リマスノデ、詰リ之ヲ賛成ス
ルノデアリマスガ、無論此憲法ノ解釋ニ至リマシテ
ハ、兩君ノ先日來ノ御議論デ大イニ盡サレテ居リマ
シテ、憲法上ノ解釋ハ論ジ盡シテ居ルヤウニ考ヘマ
ス、此上ハ自分ハ憲法上ノ解釋ハ別ニシテ、現ニ裁判
所構成法七十四條ヲ適用スル意見ハ差支ナシ、ソレ
ニ依ツテ今ノ老朽者ナリ、身體衰弱者ナリ保護シテ行
ク途ガアリマスカラ、之ヲ正確ニ適用シテ行レバ差
支ナイト思ヒマスカラ、旁々今ノ兩君ノ御意見ニ贊
成シテ、否決スルト云フ意見デアリマス

○委員長(伯爵松平頼壽君) 御賛成ノ意見ハナイン
デスカ

○子爵板倉勝憲君 私ハ修正意見ヲ出シタ者デゴザ
イマスカラ、當然此案其モノニハ賛成ノ意ヲ表シテ
居ル一人デゴザイマス、時間モゴザイマセヌカラ、私
モ簡単ニ酬ユルニ簡単ヲ以テ申上ゲマス、此間ノ質
疑應答デ此案ハ憲法違反デアルト云フヤウナ御質問
ガ澤山ゴザイマシタガ、政府ノ説明ニ依ツテモ、又私
ノ貧弱ナル研究ニ於テモドウシテモ、憲法違反デナ
イ、又時勢ニ於テ裁判所構成法ノ改正ガ必要デアル、
斯ウ信ジテ居ルノデアリマス、憲法違反デアルカナ
イカト云フコトニ付テハ、何レ本會議デ湯淺君ナリ、
ドナタカラ御論ガ出マセウカラ、是ハ申上ゲマセヌ
ガ、唯第二點ノ裁判所構成法其モノガ既ニ改正ヲ要
スル時機ニ達シテ居ル、然ラバ唯コンナ姑息ナ改正
ニ止ラズシテ、裁判所構成法其モノヲ十分ニ研究シ
テサウシテ他日立派ナ成案ヲ作ツテ出シタガ宜イト

○委員長(伯爵松平頼壽君) 修正案デハナインデ、
云フ御議論ハ一應御尤ナ様ニ聞エマスガ、ナカ
スウ云フ大キナ法律ノ裁判所構成法ト云フモノヲ、
唯簡單ナ修正トカ或ハ改良スルト云フコトハ出來ナ
イモノデアルカラ、先づ時勢ニ順應シタ箇條箇條デ
之ヲ修正シテ、サウシテ他日根本のノ大革新ヲスル
ト云フコトノ方ガ當ラ得タモノデハナイカト云フ考
タナラバ如何デゴザイマセウカ、原案ニ遠イ分カラ
モ、上ハ申シマセヌ、唯是ダケ賛成ノ意見ヲ…

○委員長(伯爵松平頼壽君) 別ニ御質疑ガ無イヤウ
デアリマスガ、是ハ修正ニナツテ居リマスカラ、此構
成法中改正法律案ノ第八條二項但書云々ト申ス條項
ト第七十一條ノ二、ソレカラ第七十四條ノ二ヲ第七
十四條ノ三トス、是ダケノニツヲ議題ト致シマシテ
決ヲ採リマス

○男爵池田長康君 唯今ノ板倉サンヨリ御申出ノ修
正案ニ付キマシテハ政府ハ御同意デゴザイマスカ
○國務大臣(伯爵大木遠吉君) 願ハクハ本案ノ如
キ、ソレ…十二分ノ考慮ヲ回ラシマシテ十二分ノ
審議ヲ經テ提出シタ案デアリマスカラ、何卒出來ル
コトナラバ原案通り御協賛ヲ得タイコトヲ切ニ望ム
ノデアリマス、併ナガラ立法府ノ權能トシテ御修正
ガアル以上ハ、是亦是非ニ及バナイ次第デアリマス、
ケレドモ願ハクハ原案通りニ御協賛アラムコトヲ幾
重ニモ切望スル次第デアリマス、併ナガラ議院ノ權
能ニ依ツテ修正ヲスルト言ハレル事デアリマスル以
上ハ、是亦據所ナキ次第、斯様考ヘルノ外ハアリマセ
ス、併ナガラ此二箇條ノ御修正ノ爲ニ、提案ノ大體大
精神ヲ沒却セラレタモノトハ考ヘナインデアリマ
ス、大體ノ精神ヲ沒却セラレザル限りハ、是非ニ及バ
ズ已ムラ得ナイ成行デアル、斯様思フヨリ外仕方ガ
ナイ、相成ルベクハ此原案通りニ行ケバ之ニ超シタ
ルコトハナイ、斯様思フノデアリマス

○委員長(伯爵松平頼壽君) 如何デス、此ニツノ條
項ニ付キマシテ決ヲ採リマス、ニツノ條項ニ御同意
ノ方ノ手ヲ御舉グヲ…

〔修正案デスカ〕ト呼フ者アリ

○委員長(伯爵松平頼壽君) 修正案デハナインデ、
云フ御議論ハ一應御尤ナ様ニ聞エマスガ、ナカ
スウ云フ大キナ法律ノ裁判所構成法ト云フモノヲ、
マシテ、ソレカラ次ニ修正意見ヲ御採決ヲ願ヒ
タナラバ如何デゴザイマセウカ、原案ニ遠イ分カラ
モ、何レ本會議ニ於テ詳細ニ其理由ヲ申述ベタイト
考ヘマスカラ、此時期切迫勿違ノ際ニ多クノ時間ヲ
費シテ此處ニ述ベル必要ハ無イト認メマシテ、ソレ
ノ修正ヲ出シタ、是ハ先程理由ヲ申シマシタカラ、此

〔速記中止〕

○委員長(伯爵松平頼壽君) ソレナラバ改メマシテ
唯今修正ガ出マシタガ、修正案ニ御同意ノ方ハ手ヲ
御舉グヲ願ヒマス

〔舉手者半數〕

○委員長(伯爵松平頼壽君) 半數デゴザイマス、同
數デゴザイマスノデ、委員長ト致シマシテ私ガ決ヲ
採ラナケレバナリマセヌ、私ハ此修正案ニ御同意ヲ
致ス一人デゴザイマス、賛成イタシテ居リマスルカ
ラ、修正案ハ採ルコトニナリマシタ

○荒川義太郎君 否決ノ意見ハ……
○委員長(伯爵松平頼壽君) 御相談ヲ致シマス、モ
ウ一度速記ヲ止メテ……

〔速記中止〕

○委員長(伯爵松平頼壽君) 改メマシテ採決ヲ致シ
マス、此原案ヲ否トスル方ハ手ヲ御舉グヲ願ヒマス
タ、ソレデハ今度ハ原案ヲ可トスル方ハ……

〔舉手者四名〕

○委員長(伯爵松平頼壽君) 同數デゴザイマスカラ
私ハ可ト云フ方ニ賛成イタシマス、修正案ニ付キヤ
シテハ先程ノ採決ノ通り決シテ居リマスカラ、ソレハ
修正案ニ可決ヲ致シマシタ、ソレデハ委員會ヲ閉チ
マス

午前十一時四十二分散會

出席者左ノ如シ

委員長	伯爵松平	頼壽君
副委員長	荒川	義太郎君
委員		

子爵酒井	忠亮君
子爵板倉	勝憲君
男爵島津	久賢君
男爵池田	長康君
加太	邦憲君
山之内	一次君
湯淺	倉平君

國務大臣 司法大臣 伯爵大木 遠吉君
司法次官 鈴木 喜三郎君
司法省民事局長 山内 碇三郎君
司法省刑事局長 豊島 直通君
司法省參事官 皆川 治廣君
司法書記官 近藤 三郎君
司法事務官 山岡 萬之助君

司法書記官 池田 寅二郎君
司法事務官 近藤 三郎君
萬之助君

司法大臣 伯爵大木 遠吉君

喜三郎君

直通君

治廣君

三郎君

寅二郎君

萬之助君

少年法案外一件特別委員會議事速記録
第四號中正誤誤

真	誤
上	行
二	誤
一	正